

与謝野町高校魅力化コーディネーター業務

公募型プロポーザル募集要領

令和7年1月17日

京都府与謝野町教育委員会 社会教育課

目 次

1. 趣旨.....	1
2. 業務の内容.....	1
3. 提案の限度額.....	1
4. 応募に関する事項.....	1
5. プロポーザル参加の手続.....	3
6. 提出書類.....	5
7. 企画提案書等の取扱い.....	6
8. 無効提案及びプロポーザルの辞退.....	6
9. 提案評価に関する事項.....	6
10. 選定に関する事項.....	6
11. 選定結果の通知及び公表.....	7
12. 契約の手続.....	7
13. 辞退者の取扱い.....	7
14. 担当課.....	7
【別表】	
与謝野町高校魅力化コーディネーター業務 評価表.....	8

与謝野町高校魅力化コーディネーター業務 公募型プロポーザル募集要領

1. 趣旨

与謝野町では、「町づくりは人づくり」という理念のもと、町内唯一の高校である京都府立宮津天橋高等学校加悦谷学舎を応援することが、将来的な町の人口減少対策、持続可能な地域活性化につながるものと考え、町と高校との協働による魅力的な教育づくりを推進している。

この協働による教育を創る中で、学校と地域を繋ぐコーディネーターの存在は必要不可欠であるため、本業務に係る受託事業者を「公募型プロポーザル方式」により募集する。

2. 募集の内容

- (1) 業務名称 与謝野町高校魅力化コーディネーター業務
- (2) 業務内容 別紙「与謝野町高校魅力化コーディネーター業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで。
ただし、履行期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。
なお、契約締結の日から令和7年3月31日までの期間は業務実施準備期間とし、当該準備期間関する経費は受託者負担とする。

3. 提案限度額

総額13,200千円以内、毎年度の上限額は次のとおりとし、この限度額を超えた提案は受理しない。

なお、上記金額は契約（予定）金額を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであるので留意すること。

令和7年度 4,400千円

令和8年度 4,400千円

令和9年度 4,400千円

4. 応募に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、下記のアにおいて、与謝野町の入札参加を求めるものではない。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託するなど、連携して業務にあたる協力企業等がある場合、当該協力企業等についても、以下のアからクの要件を満たさなければならない。

- ア. 与謝野町から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ウ. 役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。
 - （ア） 破産者で復権を得ない者。
 - （イ） 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- エ. 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。
 - （ア） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - （イ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - （ウ） 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- オ. 国税、地方税を滞納していない法人等であること。
- カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- キ. 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- ク. 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

(2) スケジュール

項 目	日 程
①プロポーザルの公告	令和7年1月17日（金）
②質問期間	令和7年1月17日（金）～令和7年1月24日（金）
③参加申込受付期間	令和7年1月27日（月）～令和7年2月 3日（月）
④第1次審査、第2次審査	令和7年2月上旬～下旬（予定）
⑤選定結果の通知、公表	令和7年3月上旬（予定）

5. プロポーザル参加の手続

(1) プロポーザル公告

日 時：令和7年1月17日（金）

方 法：与謝野町ホームページへの掲載及び与謝野町役場掲示板への掲示による

(2) 質問及び回答

企画提案書作成に関する質問は、電子メールにより担当者へ募集要項等に関する質問書（様式2）を送付すること。（必ず電話で送付確認を行うこと。）電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は一切受け付けない。

質問期間：令和7年1月17日（金）から

令和7年1月24日（金）正午まで

回 答：質問に対する回答は、令和7年1月27日（月）午後5時までに質問者に対し、電子メールで直接回答する。なお、回答内容については、順次、与謝野町ホームページに掲載する。

電子メール送信先：shakaikyoiku@town.yosano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出

提出期間：令和7年1月27日（月）午前8時30分から

令和7年2月 3日（月）午後5時まで

提出場所：与謝野町教育委員会事務局社会教育課

提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は期限までに必着。到着確認を行うこと。）

提出書類：「6. 提出書類」のとおり

その他：提案は1者につき1案とし、第1次審査及び第2次審査に係る書類提出等の費用は参加者負担とする。

(4) 審査会（企画提案書プレゼンテーション）

提出された企画提案書に基づき、与謝野町高校魅力化コーディネーター業務業者選定委員会委員により「与謝野町高校魅力化コーディネーター業務審査会」（以下「審査会」という。）を組織し、審査会において審査を行うとともに、プレゼンテーションを実施する。

(5) 審査の方法等

① 応募者が5者を超える場合は、次のとおりとする。

ア. 第1次審査（書類審査）

- ・ 令和7年2月上旬～中旬（予定）に実施する。
- ・ 審査会委員により、企画提案書及びその他提案書類に基づく書類審査を実施する。
- ・ 第1次審査通過者には、第2次審査を実施する。

イ. 第2次審査（プレゼンテーション）

- ・ 令和7年2月中旬～下旬（予定）に実施する。
- ・ 第2次審査の実施場所及び実施時間は、第1次審査の結果通知と併せて通知する。
- ・ 第2次審査はプレゼンテーションとし、その時間は各参加者30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
- ・ プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。
- ・ プレゼンテーションには、提出している企画提案書のみを使用すること。
- ・ プレゼンテーションに関する機器のうち、プロジェクター及びスクリーンは与謝野町が用意する。その他必要なものは、提案者が用意すること。

② 応募者が5者以下の場合は、次のとおりとする。

- ・ 企画提案書の内容について、令和7年2月中旬～下旬（予定）に、プレゼンテーションのみを実施する。
- ・ プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、応募状況を確認後、速やかに電子メールで通知する。
- ・ プレゼンテーションの時間は各参加者30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
- ・ プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。
- ・ プレゼンテーションには、提出している企画提案書のみを使用すること。
- ・ プレゼンテーションに関する機器のうち、プロジェクター及びスクリーンは与謝野町が用意する。その他必要なものは、提案者が用意すること。

(6) 審査の結果通知

書類審査の結果については、審査終了後、速やかに電子メールで通知するとともに、後日書面で通知する。

また、プレゼンテーションの審査結果は、後日、書面でのみ通知する。

なお、書類及びプレゼンテーションともに、審査結果に係る問い合わせや異議申立ては一切受け付けないこととし、他の事業者の審査結果についても公表しない。

6. 提出書類

提出書類名	部数	注意事項	備考
(1) 企画提案書	正本 1 副本 2	ア. 別紙「与謝野町高校魅力化コーディネーター業務仕様書」に従って明瞭に作成することとし、有益であると考えられる追加提案がある場合は、分かりやすく記載すること。 イ. 提出様式は自由とするが、A4版横カラー刷りとすること（A3折込可）。	様式 任意
(2) 参加申込書	1		様式1
(3) 団体概要書	1		様式3
(4) 誓約書	1		様式4
(5) 業務実施体制調書	1		様式5
(6) 協力企業等報告書	1	協力企業がある場合は提出すること。	様式6
(7) 業務工程表	1		様式 任意
(8) 業務経歴書	1	本町又は他市町において同様の事業を行った実績があれば、その内容を記載し提出すること。	様式 任意
(9) 見積書及び 見積内訳書	1	ア. 業務委託見積書及び内訳書は、円単位で作成すること。 イ. 3年の総額表記とし、令和7年度から令和9年度までの年度別に金額が分かるように記載すること。 ウ. 年度別の人件費、事業費など内訳が分かる積算を記載すること（業務量が判断できるように、可能な限り一式表示とせず、単価数量等を用いて積算すること）。	様式 任意
(10) 納税証明書	各1	納税証明書は本店又は主たる事業所の証明書のみ提出すること。 ア. 国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）：納税証明書その3の2（個人）又はその3の3（法人） イ. 都道府県税（「法人都道府県民税」及び「法人事業税」） ウ. 市町村税（「法人市区町村民税」及び「固定資産税」） ※消費税及び地方消費税の納税の義務を負わない者は、その旨を記入して提出すること。	

7. 企画提案書及び提出書類等（以下「企画提案書等」という。）の取扱い

- （１）企画提案書等の提出後において、一切の内容の変更及び再提出は認めない。
- （２）企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （３）提出された企画提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- （４）提出された全ての企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、本町の文書規定等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- （５）企画提案書等の内容で企業秘密のために非公開を希望する部分については、脚注等でその部分を特定したうえ明記すること。

8. 無効提案及びプロポーザルの辞退

（１）無効提案

次に該当する提案は無効とする。

- ア. 本町に対し不正な接触をした者が行った提案
- イ. 提出書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ウ. 本町が指定する方法以外の表現方法をした者が行った提案
- エ. 提出期限後に提出された提案

（２）プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出するものとする。

9. 提案評価に関する事項

企画提案書の評価は、審査会において審査を行う。

なお、審査会では、別表「与謝野町高校魅力化コーディネーター業務評価表」に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点を行う。

10. 選定に関する事項

（１）第１次審査を実施する場合は、次のとおりとする。

第１次審査の審査結果、最高点の者から数えて５者を第２次審査参加者として選定する。なお、評価点が同数の者が複数者となった時は、原則として提案金額の安価な者を上位とする。

また、評価点が同数で提案金額が同額の者が複数者いる場合において、最高点の者から数えて５者を超える時は、該当する者全てを第２次審査参加者として選定する。

（２）最優秀提案者の選定

書類審査とプレゼンテーションの結果、評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定する。

なお、最高点の者が複数者いる場合、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定することとし、評価点が同数で提案金額が同額の者が複数

者となったときは、該当者全員でくじ引きを行い、最優秀提案者を決定する。

(3) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者となった場合でも審査は行うこととする。

なお、評価点の合計が基準点（総評価点の6割）を超えるときは、その者を最優秀提案者として選定する。また、評価点の合計が基準点に満たない場合や、提案者がない場合には、再度公募を実施する場合がある。

11. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点（合計点のみ）
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順。次点以降の提案者の名称は記号により明記。なお、応募者が2者の場合、最優秀提案者以外の評価点は公表しない。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 審査会委員の氏名

12. 契約の手続

- (1) 最優秀提案者として選定された者と与謝野町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、与謝野町財務規則第128条第1項各号又は、第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次に評価得点の高い順位の提案者と交渉を行い、契約を締結する場合がある。

13. 辞退者の取扱い

本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

14. 担当課

与謝野町 教育委員会事務局 社会教育課

住 所：〒629-2498

京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地

電 話：(0772) 43-9026 社会教育課直通

FAX：(0772) 42-0528

メール：shakaikyoiku@town.yosano.lg.jp

担 当：社会教育課 井崎

【別表】

与謝野町高校魅力化コーディネーター業務 評価表

1. 第1次審査（書類審査）

評価項目及び評価内容	配点				
1 企画提案書の内容について (30 点)	30 点	24 点	18 点	12 点	6 点
○本業務の内容を理解した上で、仕様書に沿って必要な事項が提案されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 実施体制、業務スケジュールについて (20 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○業務を遂行するための実施体制、人員配置は妥当か。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○業務工程の妥当性を含め無理のない計画が立てられているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 業務実績について (20 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○会社等の業務実績と内容はどの程度か。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○配置予定の責任者等の業務実績はどの程度か。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4 見積価格について (10 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○業務に関する見積価格は評価できるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計	80 点満点				

2. 第2次審査（プレゼンテーション）

評価項目及び評価内容	配点				
1 事業の実施体制について (10 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○事業実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 事業実施の能力について (10 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○本事業に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 事業実施責任者の能力について (10 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○事業実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4 事業者の意欲、熱意について (10 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○業務に対する取組意欲が高く熱意が感じられるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5 本業務（業務の重点ポイント）についての提案 (30 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○「(1) 協働による学びづくりのコーディネートの実施」についての提案が優れたものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○「(2) 各種会議・研修の運営」についての提案が優れたものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○「(3) その他」についての提案が優れたものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
6 事業費の妥当性について (10 点)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
○事業費の積算は、効果的な企画を実行する上で適切なものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計	80 点満点				